

#### (4) 重大事態への対処

- ・ 加害児童の別室指導等、被害児童の安全を確保する。
- ・ カウンセラー、養護教諭と連携し、被害児童の心のケアを図る。
- ・ いじめ対策委員会を臨時招集する。
- ・ 港区教育委員会に報告する。

#### 5 教職員研修計画

- ・ 4月には、いじめ防止基本方針に基づき、研修を行う。
- ・ 6月、11月には、職員会議の中で、研修を行う。
- ・ 2月には、今年度の取り組みの成果と課題、次年度への方策を話し合う。

#### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- ・ 4月には、いじめ防止基本方針を提示し、いじめに対する学校の基本方針を保護者会で説明する。
- ・ 定期的に、学校便りの中で、いじめ問題の重要性の認識を広めるようにする。

#### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- ・ いじめ対策委員会を設置する時に、主任児童委員、PTA会長、警察関係等で組織し、日頃から連携を図るようにする。
- ・ 学校評議員会でも、いじめ等の問題を取り上げて話題にする。
- ・ 子ども家庭支援センターとも定期的に連絡を取り、連携を図るようにする。

#### 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- ・ 12月から行われる学校評価において、いじめ問題を取り上げる場合には、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるように児童や地域の状況を十分踏まえて目標を設定する。そして、その目標に対する取組状況や達成状況を評価するようにする。そして、基本方針を見直し、必要な部分は、改善に取り組むようにする。